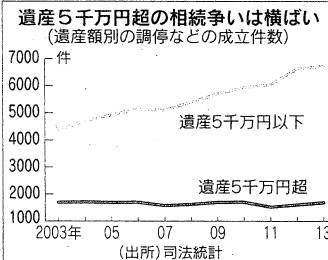
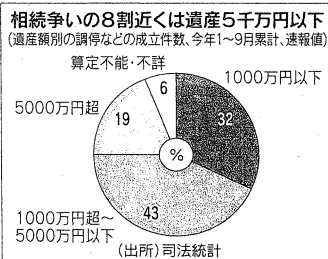


# 一般家庭ほど 相続争い多く

## 遺産5000万円以下が8割

5千万円以下の遺産をめぐる相続争いが増加している。今年の1～9月に解決した相続争いのうち遺産5千万円以下のケースは全体の約8割を占め、比率は過去10年で5割高まった。年間約1000件の遺産5千万円超とは対照的だ。財産が少ない人ほど遺言や生前贈与といった相続対策をしていないことが背景にある。



# 遺言・生前贈与少なく

司法統計によると、今年1～9月に調停が成立するなどの遺産分割事件は約6200件だった。遺産5千万円以下の事例は約4700件と全体の75%を占めた。このうち1千万円以下の事例は約2千件あった。年間で見ると2013年の約9千件のうち、遺産5千万円以下のケースが約6700件だった。4400件弱だった03年と比べ50%以上増えた。遺産5千万円超のケースは13年に1684件、10年前の1692件ほどとほとんど変わっていない。少ない遺産をめぐる相続争いが増えたのは、相続に関する情報が広がり、相続する親族の権利意識が高まったことがある。一方で財産を残す人は相続対策を十分とていない。税理士法人レガシーによると、10年から13年にかけて扱った相続事例のうち、遺言が用意されていたのは全体の10%だった。資産5億円超に限るとその割合は2倍近い18%に達する。

近いうちには主たる財産が土地と自宅しかない場合だ。不動産は簡単に分割することができないため、取り分を巡って遺族の間でもめ事になりやすい。

来年1月からは相続増税が控える。基礎控除は現行の「5千万円+1千万円×法定相続人数」から「3千万円+600万円×法定相続人数」へと4割縮小される。課税対象者は大幅に増える見込みで、課税対象外の人も含めて相続争いはさらに増える可能性がある。

相続業務を手掛ける信託銀行などは、遺言の作成や生前贈与などの対策を呼びかけている。三菱UFJ信託銀行が6月に始めた、生前贈与の手続きを無料で代行する信託商品の契約数は約4千件に達した。三井住友信託銀行は遺言書の作成や遺産整理を支援する遺言信託の契約時に払う手数料30万円を、一定の取引残高のある顧客を対象に無料にしている。

「財産が多い人は相続税のことも考えて事前対策を」

策をしている場合が多いため、相続対策を支援するサービスの需要は今後一層高まりそうだ。

小倉亨一(リテール受託業務部長) 相続対策を支援するサービスの需要は今後一層高まりそうだ。